

平成30年11月定例会 文教厚生委員会（事前）

平成30年11月27日（火）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時12分）

これより、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますようよろしくお願いいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第8号 徳島県立学校設置条例の一部改正について
- 報告第4号 損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- とくしまの学校における働き方改革プラン（案）（資料1-1, 1-2）
- 県下統一した「学校業務支援システム」の小中学校への導入について（資料2）
- 第2回通学区域制に関する有識者会議の概要（資料3）
- 重要文化財（建造物）「武知家住宅」の指定について（資料4）
- 第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会について

美馬教育長

11月定例会県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成30年度11月補正予算案、条例案、専決処分の報告についてでございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の最下段の計欄に記載しておりますとおり1,370万円の増額をお願いいたしております。

この結果、平成30年度一般会計予算の総額は816億8,002万1,000円となっております。

なお、補正額の財源内訳につきましては、計欄の上段に括弧書きで記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

教育文化課でございます。

文化及び文化財費の①文化財保護費におきまして、アの県指定有形文化財「奥村家住宅」保存修理事業では、施設利用者の安全安心を確保するとともに、阿波藍の魅力発信拠点としての活用を促進するために要する経費といたしまして1,370万円を計上いたしております。

続きまして、4ページをお開きください。

その他の議案等でございますが、（1）の条例案といたしまして、アの徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、阿南光高校への再編統合に伴い、阿南工業高校と新野高校を廃止するものであります。

施行期日は、平成31年4月1日からでございます。

5ページを御覧ください。

（2）の専決処分の報告についてでございます。

損害賠償（学校事故）の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、平成30年9月4日、台風21号の強風により、徳島商業高校の敷地内の植栽が折れて飛散し、隣接する住宅に損害を与えた事故につきまして、賠償金額73万9,800円で和解が成立しました。

また、平成30年9月4日、台風21号の強風により小松島西高校の防球ネットと鎖が強風にあおられ、走行中の自動車に損害を与えた事故につきまして、賠償金額42万66円で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、5点、御報告させていただきます。

1点目は、とくしまの学校における働き方改革プラン（案）についてでございます。

市町村教育委員会や学校と連携し、教職員の働き方改革推進の取組を一層加速させるため、新たな取組指針となるとくしまの学校における働き方改革プランを策定するものでございます。

お手元に資料1-1として概要を、資料1-2としてプラン（案）をお配りしておりますが、資料1-1のほうで御説明させていただきます。

プランの目標といたしましては、全県での時間外勤務の縮減目標を、平成29年度と比べ、平成32年度で25%減と設定し、推進のための五つの柱のもと、教育委員会と学校で計画的に取り組むこととしております。

主な取組内容といたしまして、県教育委員会の取組では、管理職への働き方に関する意識改革の推進とマネジメント研修の充実、県下統一した小中学校統合型校務支援システムの導入、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置促進などを、市町村教育委員会の取組例では、勤務時間の縮減等に関する方針・目標の設定、給食費等の公会計化の推進、留守番電話の導入などを、学校の取組例では、管理職による勤務時間の客観的な把握、最終退校時刻の設定、部活動における休養日の設定や計画的な活動時間の設定などを具体的に記載しております。

なお、プランの策定に当たりましては、学校や市町村教育委員会等の教職員で構成する学校における働き方改革推進チームでの提案や意見を反映させる形で進めてまいりました。

県教育委員会といたしましては、これらの取組を推進することで、児童生徒に対して効果的な指導を行うことができ、時代のニーズに対応した、質の高い教育を持続的に行うことのできる学校づくりを推進してまいります。

2点目は、県下統一した学校業務支援システムの小中学校への導入についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

教職員の多忙化解消や働き方改革の推進のため、県・市町村教育委員会情報化推進連絡協議会を設置し、統合型校務支援システムを含む学校業務支援システムの導入について検討してきたところ、この度、全市町村の公立小中学校に導入することを決定いたしました。

1、学校業務支援システムの概要といたしましては、児童生徒の情報を一元的に集約し、学籍管理や成績処理等の校務を行う統合型校務支援システムと、電子メール、スケジュール等のグループウェアの機能を備えたシステムとし、構築の方針は、既存の県立高校システムを基に、公立小中学校用システムに改修、構築し、全市町村からの事務委託により、県教育委員会で構築、運用を行います。

導入の効果は、教職員の勤務時間の縮減をはじめ、県内どこに異動しても、直ちに業務の継続が可能となり、一括して共同調達することで、大幅な導入経費の軽減が図られます。

2、今後のスケジュールといたしましては、2月議会において、関連予算、事務受託議案を提出し、お認めいただけましたら、平成31年4月より構築を開始し、平成33年4月の運用開始を予定しております。

3点目は、県議会9月定例会におきましても御報告いたしました、通学区域制に関する有識者会議の、第2回会議の概要についてでございます。

お手元の資料3を御覧ください。

第2回通学区域制に関する有識者会議を、去る10月29日月曜日に開催いたしました。

当日は、委員18名中17名の御出席を頂き、まず、事務局から、中学校のPTA会長を対象に実施いたしました、通学区域制に関するアンケート調査の結果等について説明を行った後、意見交換に移りました。

第2回有識者会議では、このアンケート調査結果や意見交換等を踏まえ、平成32年度入学者選抜から着手いたします通学区域制の改善におきましては、新たな課題や影響の大きさを考慮する必要があることから、通学区域制は直ちに撤廃しないことが望ましいものの、何らかの改善策を実施する必要性は認められるとの意見でまとめ、次回以降の会議において具体的に検討することが確認されております。

また、通学区域制の存廃も含め、将来的なその在り方につきましては多様な考え方があり、中長期的な課題として捉えることが望ましいとの認識が委員の間から示され、回を改めまして、更に議論を深めることが確認されたところでございます。

第3回有識者会議は、12月中に開催する予定で準備を進めており、それを含めまして、さらに、2、3回程度、有識者会議を開催し、本年度内に意見を取りまとめていただく予定です。

4点目は、重要文化財（建造物）「武知家住宅」の指定についてでございます。

お手元の資料4を御覧ください。

国の文化審議会は去る10月19日、藍製造で繁栄した吉野川下流域の藍屋敷「武知家住宅」を含む10件の建造物を新たに重要文化財等に指定するよう、文部科学大臣に答申しました。

名西郡石井町にある武知家住宅は、広大な敷地の中央に建つ伝統的民家形式の母屋や藍の寝床など、藍の生産に必要な建造物群を含む豪壮な屋敷構えがほぼ完存しており、当地域の藍屋敷を代表する大型の近世民家として重要であることから、今回、重要文化財に指定されることとなったものであります。

県教育委員会におきましては、引き続き、国や石井町と連携し、文化財の適切な保存と活用を図ってまいります。

5点目は、資料はございませんが、第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会についてでございます。

文教厚生委員各位をはじめ、県議会から多くの御出席を頂き、去る11月10日に開幕しました第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会は、6,500名の高校生が各部門での展示や発表を通して切磋琢磨し、交流を広げ、11月25日に無事、大会日程を終えることができました。

ここに、委員各位の御支援に厚くお礼申し上げます。

県教育委員会といたしましては、この大会で得られた成果を文化レガシーとして、次代へとしっかりと継承してまいります。

報告は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

#### 山西委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

#### 岡田委員

先ほど御報告を頂きました第2回通学区域制に関する有識者会議の概要についてですが、この会議が10月29日に非公開で開催されて、次の日、徳島新聞さんが30日、そして、読売新聞とほかの新聞社さんもその次の日に同じ内容の記事が掲載されていました。その見出しが、「学区制2020、21年度は維持する」、「有識者会議 小規模見直しへ」というような見出しで、それとほかの新聞もよく似た内容で、徳島新聞さんのような2021年度まで現状維持という書き方をされていて、先ほどの教育長さんからの御報告の会議の内容の詳細と若干違うような印象を受けたんです。それでちょっと質問させていただきたいと思うのです。

まず、有識者会議において教育委員会では、報道機関に対してどのような情報提供をされたのですか。というのは、非公開でされるという、それで発言される方が自由に発言できる環境というか会議体を設けたいという趣旨は理解できるし、参加された各委員さんが代表として自由に発言して、それぞれの意見を取りまとめてもらえる機関、会議体であっ

てほしいと望んでいるものとしては当然そのように進めていただいているんですけど、その中で話されたことと、外に提供する情報と、今説明いただいたことと若干受け取る感じが違うのと、紙面で見ると、話されていることとの内容と、実際要約したらこの言葉ですねと、維持という言葉になってパンと受ける印象というのは、非常に違うものがあるので、だから、どのような情報提供をしたらこのような紙面になったのかという経緯を教えてくださいませんか。

長町教育創生課長

ただいま、通学区域制有識者会議に関する御質問、特に、報道機関に対してどのように情報提供をしているのかという御質問を頂きました。

通学区域制に関しては、社会的な関心が非常に高いと承知をしていることから、報道機関に対しまして会議資料を配布するとともに、会議終了後には速やかに、事務局から会議の概要について資料提供を行っています。

また、会議の翌日には県のホームページを通じまして、会議の概要及びその資料を掲載しているところでございます。

岡田委員

では、非公開の会議が終了した後、ホームページでアップしたり、いわゆるプレスリリースということを行っているという話なんですけど、そうしたら、今日頂いた資料3の中身と、新聞に載っていた「学区制2020, 21年度は維持」という部分と「小規模見直し」という部分に関してなんですけど、提供した資料の内容と新聞の紙面を見られて、教育委員会としては実際にどういうふうに思われたのかというのが1点と、それに対して違和感というか、そんな話ではなかったじゃないですかという議論はなかったのですか。委員の方からの発言でもいいんですけども。

長町教育創生課長

報道された内容と会議の内容ということでございますが、翌日の新聞に見出しとして、「学区制2020, 21年度は維持」といった情報に関しましては、報道機関に対して提供した資料では、通学区域制については影響の大きさを鑑み、直ちに撤廃しないことが望ましいとの方向性が確認されたと表現をしたところでございます。

併せまして、何らかの改善策を実施する必要性が認められるという意見で一致し、次回以降の会議において、具体的に検討することが確認されたと記載をしております。

このことから、小規模見直しという点に関しましては、有識者会議では今後、この具体的な改善の在り方について検討していこうということが確認をされたところであり、これまでの会議で改善の規模といったことについて議論されたことはなく、そのため報道機関に提供した資料においても、小規模見直しといったような表現は用いてはおりません。

このことに関しまして当方では、撤廃しないことが望ましいとの方向性が確認されたとしたことに対して、大枠で維持ということではそのとおりでございますけど、この維持という言葉にもやはり意味の幅があると思います。

そのため、流入率も含めてそのままを現状維持と捉えた方もいらっしゃるのではないかと

というような想像はいたしました。

岡田委員

そうしたら、この新聞の記事を見られた委員会のメンバーの方から問合せ等々はなかったのですか。昨日した議論の中身と若干ニュアンスが違うような記事を出されてますと、皆さん非公開で各団体の代表として来られており、非常に関心を持たれているとともに、子供たちの将来がかかっている話なので、真剣に取り組んでいただいている分、当然、反響というのがあったと思うのですが、教育委員会に対して委員の方から、昨日の議論の話と今日の新聞の記事、違うじゃないかという反響というか、反応というか、御指摘というのはなかったのですか。

長町教育創生課長

委員の方々から新聞記事に対する反響がなかったのかということですが、その点については特にありません。

それは、我々で当日の資料提供を委員の方々に、その内容で報道機関には資料提供いたしましたということでお送りをいたしました。

岡田委員

そうしたら、委員の皆さんは報道機関に出されたその資料を見て、その前日の話合いの結論と、この資料というのは違和感なく受け入れられたという解釈でよろしいんですね。

長町教育創生課長

我々が資料提供した内容とその会議の内容については、違和感はなかったものと我々は認識しております。

岡田委員

そうしたら、会議は今後も多分非公開でずっと続けられていくと思うし、その中であって、会議に出席されていた委員のメンバーの方が、多分理事者の方の中にいらっしゃると思うのですが、そのときの雰囲気というか、その話の進め方、参加されていた方々と新聞の見出し等々とプレスリリースされた内容、全部分かってられる方に御答弁いただけますか。

青山教育次長

御質問のとおりなんですけれども、実は私のほうに座長からは新聞についてやっぱりコメントがありましたので、教育創生課長が今答弁しましたように、誤解がないようにということで、各委員の皆様方には資料提供したペーパーを送らせていただいて、そういうような誤解がないようにという配慮はさせていただいたところです。

岡田委員

そうしたら、もう一つ次長にお伺いしたいのですが、会議の後で座長が、その日の会

議はこういうふうな話合いで、今後、総まとめというか、皆さん多岐にわたる意見が出ていと思うのですが、今日の話合いの概略のような、今日はこういうふうな感じでまとめますというものは言われるんですか。それをプレスリリースに出ているような内容で総まとめというのは、会議の終わりに座長がされるのですか。

#### 青山教育次長

座長が最後に今日の意見の取りまとめというのをしていただきまして、それに基づきまして、事務局のほうからマスコミのほうへは資料提供させていただくこととしております。

#### 岡田委員

なぜ確認させてもらったかという、それぞれ意見が出てきました、その中での皆さんの共通認識ですよ。委員会に参加されていた方が、今日はこういうふうな話で、例えば直ちに撤廃しないことが望ましいというような意見が少なくとも直ちにするのではないんやなという再確認であったり、枠組みの具体的な部分については話し合っていきましょう、次回に詳細について話し合いますよということなので、次回に参加される委員の方が情報収集なり、いろんな方に聞くなりしながら、次に参加できる体制づくりに多分活用できるのかなと思うんです。

少なくとも参加した方が今日の会議がどう決まったということの共通認識をしていただかないと、委員さんは各市町村や各団体の代表であったりするので、新聞を見た方が委員の方に問合せをしていくという可能性もあるので、先ほど皆さんに情報提供をしていただいたという話でまとめさせていただきつつありますが、少なくとも委員の方がその会に出た取りまとめというか、その総括という部分は毎回やってもらって、今日の決まったところはここですと、次議論するのはここですというふうに、一つずつを確認しながらステップを踏んでいってもらえるような委員会の体制を是非、取っていただきたいと思いますがそれはどうなんでしょうか。

#### 青山教育次長

教育創生課長の答弁と繰り返しになりますけど、よろしいでしょうか。

第2回の会議では、まずは、今も言いましたように現在の中学2年生、それから中学1年生が受検する高校入試におきまして、通学区域制を撤廃するという点に関しては、新たな課題も出てきますし、中学生に大きな影響を与えるということで、直ちに撤廃しないことが望ましいという方向性は示されました。

ただ、委員の皆様が、現行の通学区域制に課題があるということは認識されておりますので、それでは何らかの改善策をする必要性があるので、次にはその改善策について話し合うということでまとまっております。

ただ、規模も含めまして具体案につきましては、第2回の会議では議論をされておられません。したがって、小規模見直しというような言葉が、委員の方から出てきたということはありません。

ただ、通学区域制の在り方につきましては、やはり将来的には撤廃することが望ましい

という御意見もありました。

その一方で、維持すべきであるといった御意見や、変えるにしてもより慎重に時間を掛けて検討すべきではないかという御意見があります。

今、御指摘いただきましたように委員の皆様方はそれぞれの立場から、徳島の子供の未来のために本当に真剣に議論をしていただきまして、活発に自ら発言をしていただいております。非常に有益な御意見を得られていると確信しておりますので、会議の進め方に関しましても山下座長をはじめ、本当に真剣にしていましていただいておりますので、その辺はお任せいただけたら有り難いなと考えております。

#### 岡田委員

本当におっしゃっていただいたように徳島の子供たちの将来がかかっていますし、今の中学生の子たちは、現行からそんなに大きく変わらないのだなとほっとしている部分と、残念に思っている部分と、悔しい思いをしている子たちも多分いると思うのですが、小学校の子供たちが、では自分たちの高校入試はどうなるのというところで、保護者とともに見守っているという段階だと思えます。是非、決まったことは早く情報提供してほしいのと同時に、徳島のどこに住んでいても、子供たちが平等な機会を得られるように、そして、せっさたくまして頑張ったら頑張ったように結果が出せるという、徳島に住んでいる子供たちに夢を与えていただけるような制度になるように、是非、期待していきたいと思えます。

それともう一つ、その会議体が非公開であるがために、やはりプレスリリースなり、ホームページで活字になって読む印象というのがこれからものすごく重要になってくると思うんですね。

今回の一例として、活字が先に躍ってしまって、新聞で先に知ってしまったからホームページで調べようかということになるけど、いくらホームページを読んでも先の印象というのがものすごいインパクトがあってしまっている部分があるので、教育委員会としても非公開でされる会議体に対して、その情報公開する際には、多分、ものすごく中身がどういう雰囲気だったかというのが分からないだけに、知る方の立場としては、活字で見る部分しか情報が得られないというのが現実ですので、丁寧に言葉を選んでいただいて、そしてその中の議論されていた状況が分かるように丁寧に説明していただくとともに、誤った解釈にならないような言葉というのを選んでいただいて、まとめてほしいというのを強く要望させていただきまして、粛々と今の子供たちのために頑張って有識者会議を進めていっていただきたいとお願いして、この質問を終わりたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それともう一つ、とくしまの学校における働き方改革プランという説明も頂いたのですが、けれども、まずこのプランの概要と特徴についてお知らせいただけますか。

#### 臼杵教育政策課長

本日御報告させていただきました学校における働き方改革プランの案に関してでございます。

プランの目的としましては、業務の適正化と質的転換と量的転換によります教育力向上

と持続可能な学校づくりとしておるところでございまして、勤務時間の管理と意識改革、業務改善の推進などの五つの柱を基に県教育委員会、市町村教育委員会、学校の三者によりまして連携をしまして、取組を進めていくということにしております。

また目標としまして、月当たりの時間外勤務の縮減目標を平成29年度に比べまして3年間で25%と設定をさせていただきまして、計画的に進めていくということにしております。

取組内容といたしましては、県教育委員会が取組改善策をロードマップという形でお示しをしまして、市町村教育委員会、学校に提案する取組例というものも掲載をさせていただいております。

県教育委員会の取組といたしましては、県下統一いたしました小中学校の統合型校務支援システムの導入の検討について、またスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置促進などを記載しております。

市町村教育委員会の取組例としましては、勤務時間の縮減などに関する方針・目標の設定でありますとか、給食費などの公会計化の推進。あるいは学校の取組例としては管理職による勤務時間の客観的な把握、部活動における休養日の設定や計画的な活動時間の設定といった内容としております。

また取組内容の記載に当たりましては、具体的に学校における働き方改革モデル事業を今年度実施しておりますが、この重点モデル地域やモデル校の取組をその効果も合わせまして紹介することによりまして、すぐに活用できる事例集の性格も持つておるといふものでございます。

#### 岡田委員

それで今説明いただいたそのとおりにいくと合わせて25%削減になるという目標なんですけど、3年間という話でいきますとかなり厳しい目標だと思うのです。

もう一つは、先生の働き方改革で子供たちに弊害というか、子供たちの活動は十分にできるように担保しながら、先生の働き方っていう部分で見直していきましょと。今回の大きな働き方改革の中であって、だからその子供たちが当然今までされていた部分を守りながら先生の働き方を変えるという、目標25%っていう話なんですけど、その25%をどのように、数字が先歩きするのじゃなくて、それこそ1%でも2%でも削減していったら25%になっていたというのが多分理想なんですけど、理想のように言うてはなかなか変わらないというので、大きく25%というのを一気に3年間というような目標を出されたと思うのですけど、その25%の数字を設定された理由というか、決めた根拠というか、それができるとする根拠があつての多分数字だと思うので、その経緯はどうなんでしょうか。

#### 臼杵教育政策課長

このプランの目標としております平成32年度で25%の時間外勤務の縮減というところでございます。

どのようにして決めたのかというところでございますが、昨年度実施をいたしました教員の時間外勤務調査では月単位に換算しますと、時間外業務が小学校では約56時間という

ところでございました。中学校では約83時間というところでございました。

この縮減目標の設定に当たりましては、他県の状況でありますとか国の動向を踏まえまして、学校の教員などで構成をしております働き方改革推進チームにおきまして検討しまして目標を設定したというところでございます。

例えば、他の都道府県の教育委員会におけます教員の超過勤務の縮減目標の設定としまして、例えば3年間で月当たりの時間外勤務を25%削減するというものでありますとか、あるいは30%削減するといったものもございました。

また3年後までに月80時間を越える超過勤務従事者をゼロにするというところもあつたところでございます。

まずこうした他県の状況を勘案をいたしまして、推進チームにおいて平成29年度の実績値と比較しまして、25%程度が妥当ではないかというところで、そうした方向で検討すべきだというところでございます。

また、文部科学省におきましても公立の小中学校教員の勤務時間の上限の目安としましてガイドラインを制定するという検討が進んでおります。

現在のところ、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律で規定をされました時間に準じるということで、1か月間の時間外勤務45時間以内、また特別な事情がある場合は年間720時間というふうな設定でございます。これは月に平均いたしますと60時間ということになります、こういう方向で議論が進んでおるところでございます。

この度設定いたしました縮減目標の25%の削減を昨年度の本県での調査結果であります小学校の56時間、中学校の83時間という数値にこれを当てはめますと、小学校につきましては約42時間ということになり、中学校では約62時間ということで、国の検討状況と比べましても大体均衡が取れた設定であるのではないかというところで、本県の目標として設定させていただいたというところでございます。

#### 岡田委員

分かりました。その目標時間の設定という部分では説明で良く分かりましたが、目標は目標であつて先ほども言ったように1%、1時間ずつでいいと思いますので、それを今月よりも来月は1時間減らせるという一つ一つの積み重ねで時間の削減とともに、先生方の働き方の改革というのを進めていっていただきたいと思います。

これは、今プランの段階ですのもた運用し始めてもう少し目標が大きくなれる場合もあると思いますし、下方修正でちょっと厳しいかなと20%になるかもしれないというような状況になるかもしれませんが、それぞれがそれぞれの現場に応じたような働き方の改革ができるように是非取組を進めていただきたいなと思います。

もう一つ、多分この働き方改革に準じていくのかもしれませんが、県下統一した学校業務支援システムのこれ、現在県立学校ではされているようなのですが、小学校、中学校に導入されるというのは資料2なんですけれども、これについて全市町村が参加して県下統一したシステムということなんですけれども、この導入される経緯というのを説明いただけますか。

#### 臼杵教育政策課長

本日、御報告させていただきました県下統一しました学校業務支援システムについてでございます。

この導入の経緯というところでございますが、本県の教職員の働き方改革の推進のために全市町村の教育委員会と県が参加いたしまして、徳島県・市町村教育委員会情報化推進連絡協議会を設置いたしまして、本年度小中学校教職員が使用いたしますメールアドレスの一元化でありますとか、学校の業務改善に大きな効果が見込まれる統合型校務支援システムの導入に向けた検討を行ってきたところでございます。

また協議会の下部組織といたしまして統合型校務支援システムの仕様でありますとか、対象の様式の範囲など具体的な内容を検討するため、全市町村から小中学校教員に参加を頂きましたワーキンググループも設置をいたしまして、本県での統合型校務支援システムの導入の在り方につきまして、県と市町村で連携しながら議論を行ってきたところでございます。

こうした協議会での議論を踏まえまして、全市町村の公立小中学校に、教職員の業務改善に大きな効果が見込まれるという、県下統一した形での統合型校務支援システムとメールやスケジューラー、掲示板等の機能を持ちますグループウェアを内容といたします学校業務支援システムを導入していこうと決定したということでございます。

岡田委員

その今説明いただいた部分で生徒児童の情報を一元的に集約しという部分が、手書きだったのをデータ化するとかというような話なので、逆に言うと今までの、各市町村さんの小中学校においてはできてなかったのですね。

臼杵教育政策課長

本県、24の市町村がございまして、一部でありますけれども、私どもの今年度調査いたしましたところ8市町におきましては、市販のソフトを購入した形での統合型校務支援システムの導入が進んでおりまして、これは8市町でそれぞれ別々のものが導入をされていたというふうな状況でございます。

岡田委員

分かりました。そしたらこの県立学校が使っていてシステムのにも信頼できてやりやすいという部分を全県下に広めていって、そうしたら小中高という部分でその子のデータというのは一括して、学年が変わっていってもずっとそのまま活用できる仕組みという解釈でよろしいんですか。

臼杵教育政策課長

今回の小中学校の導入でございますけれども、県下全て統一した形での導入ということになりますので、例えば小学校を卒業した卒業生が中学校に入学する場合におきましては、データで小学校から中学校にその個々の児童生徒の情報をお送りすることができる、そういう意味での連携は可能なシステムでございます。

岡田委員

それならば先生方の校務の事務作業というのが軽減できるという意味では大きなメリットがあるように思うのですが、そのシステムを導入するに当たって一番のメリットというのは、やっぱりその部分なのでしょうか。それとも全県下同じものを使っていくというので、多分事務処理が簡単にできるのかなというふうなふうに思うのですが、その他に考えられていることはありますか。

臼杵教育政策課長

システムの機能でありますとか導入のメリットについて御説明申し上げます。

このシステムにつきましては、先ほど申しましたように校務処理を集約した形での統合型校務支援システム、そしてメールやスケジューラーの機能を持ちますグループウェアの二つで構成しております。

これを県下全ての小中学校に導入をしていこうというものでございまして、既に県立高校で運用しておりますシステムをベースとしまして、小中学校版にカスタマイズをするというところで、統合型校務支援システムの内容としましては、成績処理や出欠情報の管理、健康診断結果の管理などのほかに指導要録など学籍関係や学校事務など、これまで手書きや手入力で行っておりましたものをシステムで一元的に行っていくというものでございます。

また教員や学校間での情報共有を主としますグループウェアですけれども、電子メールや掲示板機能、台風の襲来時やインフルエンザなどで臨時休校になった場合には、保護者に対して即座に情報を提供するための緊急連絡システムなども整備することとしております。

導入のメリットということでございますけれども、特に統合型校務支援システムにつきましては一度入力したデータが複数の機能や帳票に連携するというところで、例えば出席簿や通知表、指導要録等の作成時において事務負担や勤務時間の縮減に大きな効果があるというものでございます。また転記ミスなども大幅に削減できるというところでございます。

また、これまで教員は異動のたびに学校ごとの新たな校務処理の習熟に時間を要しておったところでございますけれども、県下統一したシステムが全市町村で展開されますと市町村をまたぐ異動がありましても、同一のシステムが利用できまして、異動後直ちに業務ができる、こういった大きなメリットもあるというところでございます。

岡田委員

今説明いただきました非常にそれって画期的なシステムなんかなと思うのですが、ただコンピュータ系というのは非常に高いというイメージがあって、このシステムの構築費用、全県下に構築するという予定では2年間ぐらい掛けてというような今後のスケジュールになっているようなのですが、それとそのシステムができた後の運用、ランニングコストというか運用費用というのが多分掛かってくるのではないかとと思うのですが、そのあたりはどうなっているのですか。

臼杵教育政策課長

システムの構築経費やその後の運用経費についてでございます。

今回のシステムの構築につきましては、先ほど申しましたように平成26年度より全ての県立高校で導入しておりますシステムを公立の小中学校版にカスタマイズをしていくというものでございます。

システムの構築運用は、市町村から県に事務委託を行っていただきまして、一括しまして県教育委員会のほうで構築をして、管理をしていくということになります。

これに要する経費といたしまして構築に2年間を要しますが、総額で約1億円を見込んでおるところでございます。運用に関しては、年間当たり2,000万円を見込んでおるところでございます。

このシステムの構築、運用に要する経費につきましては、市町村において学校数や教職員数に応じて負担を頂くということにしておりまして、先ほど申しました県市町村の協議会におきまして負担の割合について決定したというところでございます。

また構築・運用経費については、県が一括して行うということで、大幅な経費の縮減が見込まれるというところもございます。

#### 岡田委員

そうしたら今、県が県立学校にされている部分のシステムを変えて全県下の小中学校にというようなお話なので、今の先生方が使われているシステムを使えるという話なので、その分削減ができるという部分と、全県下市町村となると対象が広がってその分経費が安く抑えられるというメリットがあるというようなお話なので、是非システムとして進めていただきたいと思います。ただ私がそこでいつもコンピュータは余り信用してないのですが、そのサイバーセキュリティじゃないですけど、逆に徳島県内の子供の全部のデータが入っているとなれば、それってサイバー攻撃受けませんかというような心配があるのと、それと情報漏えいで何かのウィルスを入れられたとき、アクセスされたときに太刀打ちができるようなセキュリティがきちんとできているのかという部分と、このごろ先生方は学校のパソコンを家に持って帰るということはなくなったので、それは絶対あり得ない、先生方が使っているときの作業でそれは絶対ないと思うのですけれども、そうじゃなくて例えばインターネットに接続するときとか、今後、今は県立学校でという範囲なんですけど、今度は子供たち全員の成績表であったりいろんなものが入っていくという話なので、その分のセキュリティに関しての考え方はどう考えられていますか。危機管理というかどうかどうされますか。

#### 臼杵教育政策課長

支援システムのセキュリティに関してでございます。

委員からもございましたようにシステムは各市町村立の小中学校の全ての児童生徒に関する個人情報を扱うというふうなことで、データ管理やセキュリティ対策には十分な配慮、対策を行っていく必要があるかと認識をしております。

また、まずシステムの利用に当たりましては高度なセキュリティを確保するというところで、ユーザー認証につきましては、ユーザIDとパスワードの入力に加えまして、システムに接続いたします学校のパソコンのIPアドレスの認証を行うシステムを構築すること

としております。

また外部への情報流出の防止策といたしまして、アクセス権限を持たない外部の者がサーバーやシステム内部に不正にアクセスなど行っていないかシステムによりまして常時監視をしていくというふうなところもあります。

また児童生徒の様々な情報を入力するパソコンのインターフェイス部分となりますが、情報を管理するデータ部分、これを分離して構築していくということで、パソコンにはデータは残らないようなことも考えております。

また学校間での情報流出の防止策としまして、入力したデータを送る場合には、これは暗号化して送る仕組みでありますとか、データベースを管理するサーバーにおいては学校ごとでサーバーの箱を作りまして、維持管理をしていくということを考えております。

またシステム利用者の権限に基づきまして利用できる機能を制限しましたり、システムに接続するパソコンの管理をしっかりとっていくこととしております。

また学校内での情報流出の防止策といたしまして、システム接続中に席を離れるなどがあつた場合には、一定時間の利用がない場合、自動的にシステムから切断するシステムの機能なども付け加えてまいりまして、これらの対策を講じることによりましてセキュリティの万全な対策を考えてまいりたいと思っております。

岡田委員

それでは非常に有効なシステムであると思しますので逆に2年間掛かるのですが、これは一日でも早く導入していただいて、事務処理の軽減とそしてまたその緊急連絡システム等々、逆に言うとどんな自然災害が起こるか分からないという現実を徳島県内控えていますので、その部分での活用ができるように全県下一斉に緊急連絡ができるという、逆にそれはそれで一つ有効な手段だと思しますので、是非取組として早くできるように要望して終わります。

山西委員長

午食のため休憩いたします。（12時00分）

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時04分）

古川委員

今回の補正予算での奥村家住宅の修繕事業について、これは全体の事業っていうのはあるんですか。町がする部分とかもあるんですか。

木野内教育文化課長

県指定奥村家住宅の修繕事業について御質問を頂きました。

今回、9月4日の台風第21号によりまして、東藍寝床の煙だし屋根の脱落や西藍寝床のしっくい壁の剥落が確認をされましたので、これを修繕するものでございます。

特にこの東藍寢床の屋根瓦の脱落については、この建物が展示体験スペースの中核であるため利用者も多いということで、文化財としての維持の必要性とともに利用者の安全安心を確保する上で緊急性が高いことから、藍住町が実施する保存修理事業に県として補助をすることとしております。

御質問のありました全体ということでございますが、しっくい壁の剥落もございますが、こちらは部分的な補修となりまして、藍住町において屋根修理の状況を踏まえまして、町単独事業により実施するとお聞きをしております。全体の事業費として、この屋根修理事業で総事業費が2,740万円のところ県補助で2分の1、1,370万円を補助するものでございます。

古川委員

ちょっと分かりにくかったんですけど、2,740万円の2分の1、1,370万円を県が補助して、それ以外にも町が出す部分はあるということですか。幾らぐらいですか、分かりますか。

木野内教育文化課長

藍住町が実施しますしっくい壁の剥落の補修につきましては、西藍寢床ほかで4か所と聞いております。

申し訳ございませんが、事業費につきましては町の実施ということで把握しておりません。

古川委員

県のほうも、一般財源と起債でということですので、文化財の保護も費用が掛かりますので、町のほうへの支援もしっかりしてあげていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、報告にはなかったんですけど、障がい者雇用の部分、これは今どんな対策をするのか、どんな動きになってますか。

臼杵教育政策課長

教育委員会におきます障がい者雇用に関してでございます。

10月22日に障がい者雇用の推進チームを立ち上げまして、県教育委員会におきます障がい者雇用の拡大に関しての取組など検討してきているところでございます。

会議での検討状況につきまして申し上げますと、現在の特別支援学校の卒業生に対しまして就労支援の一つといたしまして行っておりますチャレンジ雇用につきまして、次年度は、特別支援学校の配置に加えまして教育委員会事務局でありますとか、文化の森、総合教育センターなどの教育機関、あるいは県立高校にも職場を増やしまして雇用の拡充を図るということをこの第1回の会議におきまして確認をしたところでございます。

また働きやすい職場環境づくりに関する検討も行ってございまして、チャレンジ雇用として採用された障がいを持つ方が、新しい職場環境にストレスを感じることなく早期に適応し、安心して能力を発揮してもらえますように、例えば、あらかじめ業務内容を把握して

作業手順を障がい者に指導する、職場と障がい者の間をつなぐ支援員など職場定着に向けたサポート体制を検討したというところもございます。

今後は2回目の会議を来月に開催することとしておりまして、教職員の採用でありますとか、各職場で配慮すべき事項などにつきまして、検討を行うこととしております。

古川委員

分かりました。目標達成に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。民間は本当はかなり苦勞しています。本当に大変な苦勞をされていますので、やっぱり行政が模範を示していかないかと思っておりますので、よろしく願います。

先日の新聞報道で理系の高・大一貫教育の推進ということで、文部科学省が12月から募集を始めるといった記事があったんですが、このあたりの内容について把握しているところを教えてくださいたいと思います。

湊キャリア・消費者教育担当室長

先日の徳島新聞の記事について御質問を頂いております。

まずは、スーパーサイエンスハイスクールというふうな国の事業がございまして、それには基礎枠というものと科学技術人材育成重点枠という2種類の枠がございまして、

基礎枠は、多岐にわたりまして先進的な科学技術、理科や数学に関する研究開発をするものでございまして、

それに対しまして科学技術人材育成重点枠につきましては、その基礎枠の取組に加えて複数年間に科学技術人材育成に係る重点的な取組を行うものでございまして、

その科学技術人材育成重点枠につきましては、現在、広域連携と海外連携などの四つの区分がございまして、

その新しい枠組みとして高校・大学の接続を考えた枠が検討されているというふうなことでございまして。高大接続枠といいますのは、具体的には、高校5校程度と、接続する大学がコンソーシアムを形成いたしまして、高校と大学の教育研究を継続いたしまして、優れた人材を科学的な課題研究を通じて一貫して育成するプロセスを開発実証するというふうなことを予定しております。

古川委員

スーパーサイエンスハイスクールの取組は本県ではどのような状況ですか。

湊キャリア・消費者教育担当室長

スーパーサイエンスハイスクールの本県における状況でございますが、本県は、城南高校、徳島科学技術高校、脇町高校の3校が基礎枠として指定をされております。

古川委員

この12月に募集をかけるということなのですからけれども、県の対応としてはどんな感じになりますかね。

### 湊キャリア・消費者教育担当室長

県としての対応についてでございますが、募集要項もまだ公表されておられませんので、現在のところ詳細は分かりません。

しかしながら今後、国からの情報をしっかりと収集しながら、本県にとってどのようなメリットがあるのか、可能性をしっかりと探っていきたいと思っております。

また、基礎枠の指定に関しましては、その応募に関しまして引き続き積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

### 古川委員

分かりました。しっかり情報を早い目につかんで、徳島県も自主財源が乏しい県なので、国の施策でしっかり使えるところはしっかり使って、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

### 高井委員

私も何点かだけ働き方改革についてと、ちょっと学区制についても確認だけしたいと思えます。

改めて9月議会で働き方改革について11月議会で具体的なプランを出すということで、お話でしたので、楽しみにというか期待をしておりました。

私から拝見しましても期待以上のプランをいろいろ作っていただきました。

それも昨年度の決算認定特別委員会でしたでしょうか、学校業務支援システム、統合型のシステムについてできるだけ早く導入をしてほしいという旨も申し上げたところ、教育長からも前向きな御答弁もある中で、今日このように学校業務支援システムの概要ということで、かなり全県的に取り組んで大きく進むような方針と対策、対応を出していただきうれしく思っております。

ちょうど5日の代表質問でも働き方改革については取り上げようと思っております。やはり教員の働き方改革という問題は、もちろん教育委員会と学校の問題でもありますが、しかし、保護者であったり地域であったり、学校に関わる全ての皆さんに協力をしていただく必要があると思ひまして、内向きにならずに多くの人に理解をしていただき、子供たちのために学校の先生方の負担をできるだけ軽くし、また子供と向き合う時間を増やしていこうという趣旨で是非、申し上げたいと思っておりますし、教育長も、しっかりと御答弁をしていただくことを期待をしております。

そういう中で、岡田委員の質疑の中で大分明快になってはまいりましたが、この今日提出されましたこの働き方改革プラン案であります。恐らくこれからまともっと具体事例というか、もっと個別に多分落とし込んでいく作業がこれから入り、そして、2月議会に向けてでしょうか、この学校業務支援システム等の議案の提出やまた予算の提出とともに、働き方改革の推進についてもいろいろな予算を伴うものは予算を必要とするような対応が、具体策が出てくるんだろうというふうに思っております。

この事例集をさっきまた作るとおっしゃったんでしょうか。ここから市町村に向けて恐らく話し合い、市町村の教育委員会に対して話し合いを、協議の場というか、連絡の場を作っていくかというふうな状況等をまず市町村教育委員会と

のやり取りは、今どのような状況かというのを教えていただけたらと思います。

臼杵教育政策課長

働き方改革のプランにおけます市町村とのやり取りといいますか、対してというところかと思いますが。

今後このプランを策定いたしまして、できる限り早く完成させていきたいと思っております。そしてまずは、各市町村の教育委員会の教育長さん、また、小中学校の校長先生、県立学校長に対しまして配布をいたしまして、直接また説明もしたいというふうに思っております。

また、研修会等も教育委員会で行っておりますので、そうした研修会への参加を市町村の方にも促しまして、働き方改革の情報発信に努めていきたいというふうに思っております。

また、保護者に対してというふうなところもお話ございましたが、保護者向けの県教育委員会の広報誌というのを出しておりますので、こうした中に働き方改革の周知でありますとか、あるいは専用のホームページも作っておりますので、こうした内容も今回プランも策定した内容も含めまして、しっかりと周知に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

高井委員

ありがとうございます。さっき御答弁もありましたけれども、県内でも8市町は、既に別のものが導入ということでありました。

なので、市町村教育委員会によっては、取組が先に進んでいる所もあったり、また違うシステムが入ることになると、それも負担感を持っているかもしれません。

それとともに、その多分契約も毎年更新の契約であれば、来年から取ってくれるんでしょうが、恐らく安く上げるために2年契約であったり3年契約であったりと結んでいるところもあるのではないかと推測をいたします。

先ほど御答弁で予算額、総額1億円で開発とおっしゃって、運用も2,000万円というお話ございました。

そんな中でその今既に入れている所を改修していく予算もそれに含まれているのか。それとも、今のところ総額1億円というのが純粋にこのシステム改修と構築の予算で、恐らくこれから統一されたときに運用として多分2,000万円掛かるということなのか。そういう理解で良いのでしょうか。

それに加えて、これから更に入れ直すというかシステムを既に入れいてる所に対して、入れることに対する多分契約を変更するなり何かあるときには、多分その予算等も掛かってくるのではないかと思います。そうしたことも是非、配慮していただけるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

臼杵教育政策課長

まず1点、構築費と運用経費に関してでございます。

構築費の内容としましては、先ほど御答弁申し上げましたように、2年間ということに

なりますが、約1億円が掛かるものでございます。

これは主には児童生徒のデータを保存するためのサーバー等のハード整備が主になりまして、これに加えましてグループウェアでありますとか、統合型校務支援システム等のソフト開発を行うというものが主な内容になってございます。

また運用経費でございますが、これ約2,000万円というふうなところでございまして、これは今申しましたサーバー等の保守点検の費用でありますとか、システム運用後のお問合せ窓口を設置します経費につきまして約2,000万円として見込んでおるところでございます。

また、既に導入している団体があるというところでございまして、先ほど申し上げましたように八つの市町が導入をしているところでございます。

これは、それぞれ別の市販製品を利用契約を締結する形でやっておりますして、契約期間満了後の時期は、それぞれの団体によって異なっております。

この度御報告申し上げました県下統一したシステムの導入予定時期であります平成33年4月に契約が重複する市町が一部ございます。こうした市町もこの度の統一システムに参加を頂くということで合意を頂いておりますけれども、このシステムの移行時期に関しましては契約内容や満了の時期などを考慮しながら、今後、県教育委員会と市町村教育委員会でしっかりと協議を行っていかうというところで話をしておることでございます。

例えば、契約が重なる場合、二重に経費が掛かるということもありますけれども、こうした市町村の負担ができる限り、軽減できますようにしっかりと協議を進めていきたいというふうに思っております。

また、委員からございましたその導入団体のデータの入替えという部分ですけれども、今回のシステムの構築に当たりましては、こうした既に導入している団体のデータが移行しやすいようなシステムを構築することにしてございまして、そうした点もしっかりと配慮しながら、システムを作り上げてまいりたいというふうに考えております。

## 高井委員

ありがとうございます。安心をしました。

かなり細かに具体的に検討していただいているんだなというふうに思います。ありがとうございます。

学校業務支援システムを導入するのは、そのもちろん先ほどからメリットのお話もいろいろございましたし、管理の業務を軽くすると、短縮できる、効率化できるという大きなメリットであるのと同時に、県内一律のシステムを導入したら、データ管理も恐らく県教育委員会でも見られるようになる。知れるようになる。そしたらいろんなデータとかも分析やいろいろ対策を取るのに対しても、やっぱり早くいろいろ分析ができていくんではないかと思っております。

いろんな子供たちの状況や学力対策、体力対策にとっても、どうしても集約するのに、今まではすごく時間も掛かっていたでしょうし、いろんなアンケート結果からその次の対策を打つのも、1年遅れになったりするところがあったんではないかと思っておりますが、こうしたシステムが統合されて、そして運用することができれば、また分析も早く対策も早く打つことができるようになるのではないかとと思っております、県にとっても各教育委員会に

とっても、大きなメリットはあるんだろうというふうに思います。

こういう時代ですので、動きがとても速くて1年前のことといたらもう昔のこのように感じるような様々な事象が起きますので、特に学力対策とかも、どうすれば分析をして何が有効かということを理解、データに基づいてしっかり分析しながら前に進めていくということが大事なんだろうと思います。

決して焦る必要はないんですが、エビデンスベーストというか、データをしっかり持っていくということはすごく大事ですので、うまく運用が開始されて、先ほどからあったセキュリティの問題等もしっかり気をつけてクリアをしながら進めていただきたいと思います。

文部科学省も、これに力を入れて取り組むということで、今全国で約半分ぐらいの学校が導入しているということで、県を中心に広めてもらうという施策で概算要求にも予算が上がっております。

是非、これも取りにいけるように、特に徳島県内は子供の人数があんまり多くありませんし、学校数もそんなにたくさんではないですので、非常に早くシステムを統合していくことももしかしたら可能なんではないかと、モデル事業の研究対象になり得るにふさわしいのではないかとこのふうにも感じておりますので、是非、こうした予算措置が出ているものは、先に取りにいく形で2月議会に向けて着々と準備を進めてほしいというふうに思っています。

先ほど、事例集が出る、事例集を作り出すと、もうちょっと細かな具体策といったのもこれも2月議会に向けて準備していただけるということで良いのでしょうか。

#### 臼杵教育政策課長

このプランの事例というところに関してでございます。

今回のこのプランは、県教育委員会の取り組む施策をロードマップというふうな形で明記をさせていただきますして、計画的に推進をしていこうという考えでございます。

また、これに加えまして市町村教育委員会、学校に提案する取組例という形を今回お示しをこのプランにおきましてさせていただきますところでございます。

この県と市町村の教育委員会、学校がそれぞれ連携をしつつ、それぞれがその役割の中で進めていただきたいと思いますというふうに思っておりますして、今回お示しをしました取組例、あるいはその取組例に関してのモデル校の事例でありますとか、その効果を市町村教育委員会や各学校に御理解を頂きまして、そういう説明をしっかりとしましてまいりまして、この取組例を参考に各学校、市町村教育委員会で業務改善に取り組んでいただきたいと思いますという考えでございます。

#### 高井委員

分かりました。よろしくお願いをしたいと思います。

ちなみに、今小中学校のサーバーは、それぞれに学校単位で持ってらっしゃるんでしょうかね。このシステムが導入されたら、そのクラウド型にしていれば県からもアクセスできるようになっていくのか。ちょっと細かいことなんですけどもし教えていただければ、お願いをしたいと思います。

臼杵教育政策課長

今回の統合型の校務支援システムの導入に当たってのデータの管理というところでございます。

現状、私が知っておるところでは例えば8団体が導入しておりますけれども、これは、各市町村においてサーバーを設置するか、あるいは、今委員がおっしゃったような民間のクラウドをお借りする形でデータの保存をしているという状況が多くございます。

また、これ以外に学校単位でデータの保存を行っている所がありまして、そういう所は学校ごと、あるいは、市町村教育委員会においてサーバーを設置してデータを管理しておるというところでございます。

今回の県下統一しました統合型の校務支援システムにつきましては、県教育委員会でサーバーを設置をするようにしております。これは、統合型のシステムの内容、全ての子供の情報が入ってくるんですけども、総合教育センターにサーバーの設置をいたしまして、そこで一括管理をしていくということになります。

今回のこのシステムの内容につきましては、今申しましたように総合教育センターにおいてのみデータを管理していくということになります。

それ以外の各学校が必要となるデータにつきましては、今回のシステムとは、全く別というふうなネットワークの中で管理をしていただくということで、その分離を完璧にして、このシステムを運用していくというふうなことになります。

高井委員

ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

根本的には働き方改革も業務が多いというのは、もう当然皆さんが知るところであります。業務が増えている中で教員の人数も本当は増やしていかなければならないのではないかと、本当は根本的に国のほうに定数改善をしっかりと意志を持っていただきたいというのが本音のところではございます。

しかし、今の人手不足の中で先生のなり手が全国では少なくなり過ぎて、学校が運営できないぐらい先生のなり手が足らなくて、学級が運営できないという学校もどうやらあるようでございますし、特に教師が大変だ大変だということが余計ニュースになればなるほど、ますます教員になろうという人が減るのではないかとということも心配です。

教職というのは、非常に子供、人を育てるという最も大事な仕事を担う方で、その先生の質によって、本当に子供たちの教育環境もとても大きく変わると思います。

教育界において、昨年と、一昨年ですか、ちょっといろいろなことがありましたので、非常に残念に思っておりましたが、しかし一生懸命頑張ってる先生の方がほとんどでございますので、県教育委員会としてもこうした様々な取組の中で、しっかり応援してることをアピールしながら、事実上の具体策として応援を引き続きこうやってしていただきたい、充実をさせていただきたいと思っております。

一つだけちょっとこの通学区域制に関する事で、先ほど岡田委員からの議論の中でよく大体理解できました。私も、同じような感じを持っておりましたので、次長からの御答弁ですっきり大分整理ができました。

恐らく皆さん、マスコミに出したペーパーも、これとほとんど同じということで良いんですね。これに基づいて分析をされた結果、ああいう見出しになったんだろう、そういう意味では、次長がおっしゃったことで、理解はそごはなかったと私も思っているんですが、こうした形できちんとその都度、ある程度の情報をしっかり提示していくというのは、非常に大事なことだろうと思います。

保護者も注目しておりますし、実はちょうど私、息子が中学1年生なんでドンピシャに入ってるんです。

近畿高校文化祭でも、娘も高校生におりますんで、お世話になりました。非常に報道でも良かったというような記事が書かれていて、もっと一般の方が見に来てくれるようになったらいいなという話もございましたので、それもまた、宣伝をしていく必要もあるかなというふうに思っております。

考え方というか今までの形は整理はできたんですが、12月に第3回を行うと、恐らくまた、年明けて何回か議論を行うことになるんでしょうか。結論を出す時期というのは今年度中ということで、来年のいずれかの時期にある種きちんとした、こういう方向になりましたというのが発表になるというふうに考えていてよろしいんですね。

長町教育創生課長

ただいま、通学区域制に関する今後のスケジュールについての御質問を頂きました。

今後12月中に第3回有識者会議を開催いたしまして、それを含めまして更に2、3回程度本年度内に行いまして、本年度中に有識者会議としての御意見を取りまとめていただきます。

それに基づきまして、教育委員会において施策を決定していくというところでございます。

高井委員

教育委員会としての政策決定も本年度中ということでいいんでしょうか。

それとも取りまとめを本年度中で、決定は来年度以降になる可能性もあるということか、ちょっと確認だけさせていただきます。

長町教育創生課長

ただいまの御質問でございますが、有識者会議の取りまとめが、今年度中ということで考えております。

それでそれを受けた教育委員会としては、来年度に入って決定をするということで考えております。

高井委員

分かりました。お任せをして議論の行方をしっかりと見守る中で、皆さんの結論が良い結論が出るようにと期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

上村委員

私からも二つお伺いしたいと思います。

1点は障がい者雇用の水増し問題ですけれども、9月議会でも報告がありましたけれども、私9月議会の付託委員会で、教職員の採用試験の受験資格要件に自力による通勤ができること、介護者なしに教員としての職務の遂行が可能なこと、こういった要件があることが障がい者の受験が少ない。また、雇用が少ない理由ではないかということ指摘させていただいたんですけど。障害者差別解消法の障がいを理由とした差別に、これも当たらないかということも指摘しましたけれども、そのときは、県は他県でもこのままの表現ではないけれども、様々な要件を付けているということを理由に挙げて、特に問題はないというふうな答弁だったと思うんですけども、今中央省庁でこの要件が問題になっていまして、確か教育長もマスコミの取材でこの要件の見直しも含めて、検討するような話を言われてたと思います。先ほどから障がい者雇用の水増し問題についてお伺いしていると、この点には触れられてなかったと思うんですけども、この受験資格要件の見直しを今後するのか、それから障がい者雇用の目標達成に向けて、今後県教育委員会として、どのように取り組むのかという点についてお聞きしたいと思います。

臼杵教育政策課長

教育委員会におきます障がい者雇用に関してでございます。

障がい者の採用に係る受験資格についてというところでございますが、教育委員会における障がい者の方を対象としました教職員の選考につきましては、教員の採用におけるもの、また市町村立小中学校の学校事務の採用におけるもの、また非常勤職員の任用というふうなところで行っておるところでございます。それぞれの選考や任用に際し、現在は、その受験資格や任用条件といたしまして、自力で通学ができ、介助者なしで職務の遂行が可能なものという要件の記載をしておるところでございます。

これは出退勤におきます教職員による自宅への送迎でありますとか、他の教職員や部外者などが勤務時間中に付きっきりで手伝えることなどについて、対応が難しいというふうなところで、こうした点、あらかじめ受験案内で示しておくほうが分かりやすいんじゃないかという考えで記載をしてきたところでございます。

委員からもございましたけれども、今般、国の財務省等の障がい者対象の採用募集・受験資格におきまして、自力通勤や介助者なしという要件としていたことにつきまして、厚生労働省や人事院が不適切であるというふうな見解を示したというところもございます。

教育委員会としましては、先ほども説明を申し上げましたが、先月に設置しました教育委員会障がい者雇用推進チームにおきまして、これらの教育委員会で採用する方への受験資格の見直しを今後検討することとしておりまして、この推進チームの検討の中でしっかりと考えをまとめて検討してまいりたいというふうな考えでございます。

それともう一点、障がい者の雇用の達成に向けてというところでもございますけれども、これも先ほど申しましたように、この推進チームにおきまして行っておるところでございます。10月が1回目の会議で非常勤職員の採用について検討をしたところでございまして、今後、教職員の採用でありますとか、あるいは、採用して働いていただく職場環境づくりにつきましても、検討していくこととしております。

こうした推進チームの検討をしっかりと行いまして、障がい者雇用の拡大につなげてま

いりたいというふうに考えております。

上村委員

資格要件も含めて見直しをするということなので、今後、ちょっと行方を見守りたいと思いますけれども、今日の徳島新聞に障がい者採用追加試験は、愛媛県などが実施しているって報道もありましたけれども、愛媛県は年度内に追加の採用試験を実施すると。

これちょっと教育委員会関係かどうかはよく分からないんですけども、そういった障がい者採用を増やすための年度内での取組とかそういった計画はどうでしょうか。考えておられるのでしょうか。

臼杵教育政策課長

障がい者の採用に関してでございます。

雇用の拡大につきましては、今申し上げましたように推進チームにおきまして、検討することとしておりまして、2月を目途に検討を進めまして、その後方針案を作成したいというふうに思っております。

この実施に向けましては、次年度からの取組になるかというふうに今のところ認識をしております。

また一方で年度内にできますことがありましたら、それは我々として努力をしっかりとしていきたいというふうにも思っておりますが、採用に関しては来年度以降の取組になるかというふうに思っております。

上村委員

来年度以降ということで、しっかり検討していただいて障がい者の方が本当に伸び伸びと仕事ができると、教員の仕事にも就けるといような状況をもっとしっかり整備をすべきだと思いますので、その点是非、努力していただきたいと思います。

それからもう一点。教員の働き方改革に関してですけれども、今日お配りいただいた改革プランのちょっと気になる点がありまして、16ページ、学校の取組例という所で②の学校評価への明確な位置付け「保護者や地域に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも業務改善や部活動の適正化など、働き方改革について、学校評価に明確に位置付ける」と、こういう記載がありますけれども、この意味はちょっと説明をしていただければでしょうか。

臼杵教育政策課長

働き方改革のプランの学校評価の位置付けというふうなところでございます。

各学校におきましては、現在、評議員制度ということで、地域の皆様の協力の下で学校の評価をしていただいているというふうなところでございます。

この提案につきましては、こうした働き方改革、学校現場での業務改善につきまして、その取組状況につきましても、こうした評議員制度の中で評価をしていただくというところはどうかというふうなところで、今回取組例として提案をさせていただいているところでございます。

## 上村委員

取組例ということなんで、必ずしもこうしなさいということではないと思うんですけど、こういったことまで学校評価に入ってくるというと、本当に時間短縮とかそういった目標を設定されるんですから、かえってますます教員の働き方が厳しくなってくるような気がするんです。

大体アンケートを見ますと、教職員の中では、やっぱりこの働き方改革で、一番何が必要かというのは先ほど高井委員も言われましたけど、やっぱり人を増やしてほしいということが一番なんですよね。

ですからこの働き方改革プランを見ても、人員体制を増やしていく、教職員を増やすということは一つも入っていませんので、これ国の方針の関係もあると思うんですけども、それ抜きでいろんな改革をやっていくとかなり無理がある点もあるなというふうにざっと見たところでもあります。こういった改革はどの程度進んでいるかっていう点を数値で学校評価につなげるような、そういうのはちょっと私はどうかなと思っているところです。

それとこれに関連してですけれども、今、非常勤職員、特に教員の中の臨時教員と言われる方の働き方、これも大変問題だなというふうに思っているんですけども。

ただでさえ、学校の先生は大変だということで、なかなか学校の先生を希望するという方が少なくなっているというのを聞きますけれども、更に劣悪な条件で働いている臨時教員の実態も大分知られてきてるところですけれども、今回、公立学校臨時教員候補者登録について県のホームページに載っていますけれども、この臨時教員いろいろ種類があるようです。この臨時教員について徳島県の状況はどうなのか、特に正規教員の長期欠席、産休とか育休とか長期病欠とか、あらかじめ分かかってここに補充をしなくてはいけないというところに従来は臨時教員の配置がされていたんですけども、全国的にこの臨時教員が配置さえできない、そういった状況もあるって聞いてますけれども、徳島県では、その状況どうなのか。

正規教員の長期欠席に対して臨時教員の配置ができていないという現状があるのか、あればどのくらいあるのかと、それから正規教員と臨時教員の業務内容の違いはどうなのか、あるのならどう違うのか。

それから正規教員と臨時教員では、給与など待遇面が随分違うと思うんですけども、一例では、例えば県のホームページの公立学校臨時教員候補者登録のところを見ますと、給料は常勤講師の場合1か月当たり16万円から25万円、経験年数、学歴等によって異なります。非常勤講師の場合は、講義1時間当たり約3,650円と出ていますけれども、これ全国的に見てこういった条件どうなんでしょうか。

ちょっと幾つか一度に聞きましたけれど、御答弁よろしくお願ひします。

## 藤川教職員課長

ただいま、徳島県の臨時教員の現状についての御質問を頂きました。

まず本県では臨時教員の任用のために、ティーチャーズバンクやマイスターバンクといった制度を利用いたしまして、あらかじめ登録するというようなシステムを導入しております。

先ほど申しました、教員が長期に休む際には、このティーチャーズバンクやマイスターバンクに登録されている方の中から臨時教員を配置し、必要な教員が不在とならないように対応をしているところであります。

急な病気休暇などの場合、臨時教員の配置までに一定の期間を要することはございますが、現在のところ必要な臨時教員が長期間不在となるというような状況にはございません。この件につきましては、今後とも市町村教育委員会、各学校と連携を密にして、臨時教員の配置等の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから正規教員と臨時教員の業務の内容の違いですけれども、まず臨時教員は欠員の状況を埋める期限を付した任用ということが基本的でございます。

臨時教員は校種によって正規教員を補完するような形で、学級担任や部活動等を担当することはございますが、管理職や学年主任などの指導助言の下で授業や部活動などの教育活動、あるいは、校務運営の担当分野を行う形となっております。そのため学年主任でありますとか、教務主任などの主要職等には充てないといった違いがございます。

上村委員

待遇面は、どうなっていますか。

藤川教職員課長

先ほど一部御紹介も頂いたような状況で、期限を付した任用ということで、その記載しているような状況で給与は支払われております。

また、休暇等のことに関しては、正規職員を埋める臨時教員につきましては、休暇等はほぼ同じような条件となっております。産休育休などの補充教員に関しては、非常に期間等が短い等の条件もありますので、一部休暇等の条件が異なるといった状況になっております。

また、手当等も基本的には期間の長短がありますが、ほぼ同じような考えで支払われているということです。

上村委員

住宅手当とか、交通費とかはどういった状況でしょうか。手当があるのでしょうか。

藤川教職員課長

通勤費でございますけれども、通勤費は常勤の臨時教員に対しては、通常の教員と同様に支払われております。

ただ、非常勤職員は時間単価の中にその通勤旅費分が含まれるという形で、本県は現在運用しております。そのため時間単価は、かなり高い設定になっていると認識をしております。

上村委員

住宅手当などについては、他の手当についてはいかがですか。

藤川教職員課長

住宅手当も常勤の職員の際には、通常通り支払われると思いますが、非常勤については当然その制度はございません。

上村委員

分かりました。先ほど正規教員と臨時教員の業務内容の違いについて述べられたんですけど、クラス担当もするし部活動担当も行う場合もあると。

大体皆さん長期の正規教員の穴埋めとして入るので、そのままクラスの担任をしたり、部活動を持つというふうな状況と聞いてるんですけども、ただ主要職には充てないと。主任だとか管理職には充てないっていうふうには聞いてますけれど、ほぼ働き方としては、中身としては一緒ということで、考えてよろしいのでしょうか。

藤川教職員課長

教員の業務は確かにまず授業を担当いたします。それは免許に基づく業務でありますから、ほとんどの教員が同じような分担の下で働きます。これに関しましては正規、非正規とも同じであります。

ただ学校運営に関しましては、その他の行事の運営でありますとか、全体の計画、あるいは学年団が物事に取り組む場合に、学年単位でいろんな計画を立てて行事をやっていくといったことも大変重い業務であります。

そういった業務は、正規教員がしっかりと中心となって取り組んで、同じ学年に臨時教員が在籍する場合は、そのあたりの指導も一緒に助言等をしながら進めていくというような形になっておりますので、全く同じというような形ではなく、そういった重い業務は正規教員がしっかりと担当するというような内訳になっております。

上村委員

指導監督ということについては、非常勤の職員はそういう重い責任はないけども、一緒に学校行事もみんなやっていますよね。そういう意味では同じですかね。管理指導監督するような立場ではないけども、クラス担任もやるし学校行事にも参加するし、また部活動も担当する場合もあるということですかね。

藤川教職員課長

今おっしゃったのは、勤務時間内でそれぞれの業務に同様に分担して当たるということではないかと思うんですけども、そのあたりは当然、常勤職員でございますので、同様の業務をしっかりとこなしておるということでもあります。

上村委員

分かりました。またこの問題については、付託委員会でももう少し深く聞きたいと思っていますので、このぐらいで終わらせていただきます。

山西委員長

私からは最後にまとめて、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

今日、岡田委員そして高井委員からも通学区域の有識者会議について質疑が行われました。

そこでちょっと確認をいたしますが、第2回通学区域制に関する有識者会議の概要に関する青山教育次長からの答弁において、会議の山下座長から会議の概要と新聞報道の見出しに関して問合せがあったというふうな御答弁がございました。

その以前に教育創生課長のほうからは有識者会議のメンバーのほうから問合せはなかったという答弁がございまして、そのあたり一体、何が正しくてどういう状況なのか。その経緯について最後に確認をしておきたいと思います。

#### 青山教育次長

ちょっと説明が十分でなかったかも知れませんが、私から再度説明をさせていただきます。

第2回の有識者会議に関する新聞報道があった後に、有識者会議の座長である山下鳴門教育大学学長から連絡がございました。

第2回会議における確認内容を考えてみると、新聞報道の見出しとは差異があるように感じる、このままでは委員の方に違和感を抱く方もおいでるかもしれないので、どうだろうかというふうな問合せがありました。

それで、全ての有識者会議の委員の方に対して、有識者会議当日に報道機関に提供した資料をお送りすることといたしました。

その先ほど教育創生課長からの答弁におきましては、問合せ等はなかったとの答弁がありましたけれども、委員の方々におかれましては、報道に対して提供した資料の内容が第2回の会議における確認内容とは相違がなかったということで、安心もされて事務局でもある県教育委員会に対しては、問合せをしなかったものと考えております。

#### 山西委員長

もう一つ確認をしておきますが、新聞報道の中で、これからの検討の議論の中心は、流入率の見直しが中心になるというような趣旨も記載をされております。

確認しておきますが、今後の議論は、この流入率の見直しにとどまらないということで解釈をして良いのか。嘉見委員の6月議会の代表質問で教育長の答弁にも、明確に教育長があのかき答弁されたと思いますが、流入率の見直しのみならず通学区域の在り方もしっかり検討していくというような答弁がありましたけれども、それで確認でございますが、よろしゅうございますか。

#### 美馬教育長

ただいまの山西委員長からの御質問にお答えいたします。

この6月議会で私が御答弁させていただいたとおり様々な角度から検討するというところで、これはもう流入率だけではなく、その他いろんな通学区域制自体を考えるに当たって、いろんな案を出していただきたいというのが、本来のこの有識者会議に対しての我々の思いでございますので、当然そういったものも含んで全て考えていただくという形で進

行していくものと期待をしているところでございます。

山西委員長

今回のこの件については、県民の皆様方も非常に関心が高いというふうに思いますので、広報の在り方については、誤解を受けることのないように慎重な対応を求めたいと思いますし、今回の報道については若干、反省すべき点もあるのではないかとというふうに思いますので、今後、しっかりと教育委員会内で、その広報の在り方についても議論をしていただくことをお願いをいたしまして、私からの質問を終わりたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（13時57分）